

非自発的失業者(特例対象被保険者等)の 国民健康保険税が軽減されます

倒産や解雇、雇止めなどにより離職した雇用保険受給資格者の方は、平成22年4月からの国民健康保険税(以下、保険税)が軽減されます。(この軽減を受けるためには申請が必要となります。)

次の条件全てに該当する方は、必要なものをお持ちのうえ、保険年金課の窓口で申請してください。(郵送による申請も受け付けます。詳しくは下記の「その他」をご覧ください。)

対象者

1. 離職日(離職年月日)が平成21年3月31日以降である方
2. 離職時点(離職年月日)で65歳未満の方
3. 「雇用保険受給資格者証」に記載される離職理由が次のいずれかの方

特定受給資格者(倒産・解雇等の事業主都合により離職した方)
(離職理由コード 11・12・21・22・31・32)

特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)
(離職理由コード 23・33・34)

雇用保険の高年齢受給資格者の方と特例受給資格者の方は対象となりません。

申請に必要なもの

- (1) 雇用保険受給資格者証
- (2) 印鑑
- (3) 国民健康保険被保険者証

雇用保険受給資格者証を紛失された方は、管轄の公共職業安定所にて再交付を受けてください。

軽減内容

保険税の算定および高額療養費の所得区分の判定で、非自発的失業者に係る前年の給与所得を30/100とみなして行います。

平成22年4月～平成22年7月における高額療養費の所得区分判定は前々年中の給与所得を30/100とみなして判定します。

給与所得以外は軽減されません。

軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間。(高額療養費の所得区分は適用終期(7月末)までの期間。)

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

平成22年度から制度施行のため、離職日が平成21年3月31日～平成22年3月30日の方は、平成22年度に限り軽減が適用されます。

軽減期間は、雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

その他

郵送による申請も受け付けます。最終ページの申請書をプリントして必要事項を記入・押印の上、国民健康保険被保険者証のコピー、雇用保険受給資格者証のコピーと一緒に保険年金課まで郵送してください。

(雇用保険受給資格者証は、裏面や続紙がある場合は全ての面をコピーしてください。)

軽減の結果は、6月までに申請をいただいた方は7月の本算定の納税通知書の金額から反映します。7月以降に申請をされた方は、原則として申請の翌月に保険税の変更通知をお送りします。

(お手続きが遅れた場合、納期到来分は一度納付していただく必要があります。軽減の条件に該当する方は早めにお手続きをして下さい。)

現在、社会保険等の任意継続を選択している方も国保に変更することができますので、詳しくはお問い合わせください。

今回の軽減措置に該当しない方でも、非自発的失業や自営業の廃業等により本年中の収入が前年と比較して大幅に落ち込むことが想定される場合は、名取市の条例減免により保険税が減額となる場合があります(納期末到来分の保険税が対象です)。詳しくはお問い合わせください。

〒981-1292 名取市増田字柳田 80
部署名:保険年金課
電話:022-384-2111(内線)123～126

国民健康保険特例対象被保険者等申告書

平成 年 月 日

名取市長 あて

納税義務者(世帯主)

住 所 名取市

氏 名 印

電 話 ()

名取市国民健康保険税条例第24条の2の規定により、下記のとおり国民健康保険特例対象被保険者等に係る申告をします。

記

離職者氏名		
生年月日		昭和・平成 年 月 日
離職年月日		平成 年 月 日
離職理由 コード (で囲む)	特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
	特定理由離職者	23・33・34
添付書類		雇用保険受給資格者証の写し

市記入欄

離職日の満年齢 65歳未満	適・不適	記号番号	み名A	通知番号	
------------------	------	------	-----	------	--